

第六十五回 参議院大蔵委員会 會議録第十四号

昭和四十六年三月十八日(木曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

三月十七日

辞任

丸茂 重貞君

補欠選任

山内 一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田 榮君

理事

大竹平八郎君

玉置 猛夫君

中山 太郎君

成瀬 幡治君

委員

青木 一男君

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

栗原 祐幸君

津島 文治君

鈴木 一弘君

政府委員

外務省経済協力局長

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省国際金融局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

国税庁直税部長

国税庁間税部長

費税課長

江口 健司君

村山 正祐君

国税庁徴収部徴収課長 寺岡 雅之君  
通商産業省貿易振興局経済協力部長 山口 衛一君

本日の会議に付した案件

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十七日、丸茂重貞君が委員を辞任され、その補欠として山内一郎君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) それでは、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案、相続税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 初めに、経済協力のことで前にお願いいたしました資料を昭和四十四年度のいわゆる医療協力等の「契約一覧表(一件一〇〇万円以上もの)」というのをいただいたわけでありまして、南ベトナムのチョウライ病院について建設費が出ておりますが、このページの中で契約者氏名

別に一つ一つ病院等に供与した医療協力事業費の内容があるわけでありまして、建設費のほうは、病院の建設だけで、あれは内装までは入っていないかったのでしょうか。

○政府委員(沢木正男君) お尋ねの部分かどの部分かちよつとはつきりいたしません、たしか内装も入っておるかと思いますが、私、ちよつとまづらかにしませんので、どの部分の予算でございませうかお教えいただければ、それで回答はできると思ひます。

○鈴木一弘君 ベトナムのチョウライ病院建設の費用として、今年度、明年度と二カ年度にわたつて予算がついております。これは医療協力事業費とは別に算入されておるわけでしょうか、その建設費というものは、建物だけなのか、内装とか機械の分はどの程度まで含まれておるものなのか、その辺をちよつと伺ひたいのですが。

○政府委員(沢木正男君) 四十五年度の予算は、これを改築するための準備のための調査費用その他でございまして、これには建築に實際取りかかるための費用は入っておりません。今度の現在国会で御審議いただいております四十六年度予算につきましても、実際の建築にかかる費用が入っておるわけではございません。そうして、内装の分もその中に一応算定しては入っております。

○鈴木一弘君 四十四年度の供与した実績の医療協力事業費の中で、ベトナムのチョウライ病院に、無影灯の購入とか、あるいは診療棟棟用器材の購入とか、医薬品の購入とか、外科用イメージの購入とか、レントゲンのテレビ装置の購入とか、いろいろの形で出ておるわけでありまして、それと一貫して計画が立てられたものなのかどうかですね、先ほどの建設費と。

○政府委員(沢木正男君) チョウライ病院のための器材その他につきましては、全部チョウライ病院のための無償協力の予算で算定いたしております。

して、技術協力関係の中の器材供与あるいは医療協力の予算の中には一切それは含まれておりません。

○鈴木一弘君 これは、だんど、いただいたのは、器材供与事業費及び医療協力事業費というのがあります。その中に、たとえばチョウライ病院供与の医薬品の購入一式、金額が七百九十二万円とか、こういうふうに一つ一つ会社名もあがつております。四十四年十二月とか、四十五年の一月とか、そういうときに検収を終わっているというのが出てくるわけでありまして、これの計画と、こういうふうに関連性はどうかですか。

○政府委員(沢木正男君) 医療協力の中にあがつておりますチョウライ病院用の供与器材その他につきましても、脳外科病棟をつくりましたときからすでに医療協力をチョウライ病院に対しては開始いたしております。そのために、毎年向こうから看護婦あるいは研修員を採りましてこちらで教育いたしております。それから医療器材その他につきましても脳外科病棟用のものをすでに供与いたしております。その分が医療協力費の予算の中で認められておるわけでありまして、新しく今度建築いたします病院に対する分は、医療協力費の中にはい入っておりません。

○鈴木一弘君 よくわかりました。

私、わからないのは、この資料の中で、ベトナムのチョウライ病院供与の医薬品の購入というのが一つだけじゃなくて二カ所に出ていたり、あるいは医療器材の購入というの二つ、三つのところの契約者がある。これは内容はどう違ふのでしょうか。

ものでございます。これだけのものなんです、これの中にあるわけです。具体的に言うと、一つは、ベトナム・チョウライ病院医薬品一式の購入で九百六十九万何千が、大森薬品、一方は、同じ医薬品の購入で七百九十二万円で秋山薬品、あるいは、医療器材のほうになると、百七十三万円で村中医療器とか、もう一方のほうには同じ医療器材で四百九十五万何千と、こういうふうになつてゐるわけですね。だから、その中身はどう違つてゐるか、そういう点を聞きたいわけです。

○政府委員(沢木正男君) ただいま御指摘の分につきましては、私、ちよつといふ資料を手持ちいたしておりましたので、後ほど御説明させていただきますか。

○鈴木一弘君 この医薬品それから器材についてのリストをいただきたいと思うのです。たとえば、こういうことはないかと思つても、前もか

り医療援助をやつたときに、相手国がほしいような品物でないような赤チンみたいなものばかり送つたという事実も一ぺんありました。そういうことがあるので、特に医薬品、医療器材についてはその中身のリストをいただければと思

います。

それからついでですが、サイゴン病院に對しての供与というのは、どういふことでこれをやるようになったわけですか。

○政府委員(沢木正男君) サイゴン病院に對しては、外科の専門家と、それから麻薬の専門家とを一人派遣いたしております。それに伴う器材供与であるというふうに承知いたしております。

○鈴木一弘君 私が言いたいのは、こういうベトナムとかそういうところへ出すときには、よほど気をつけないと、この間も松井委員から指摘がありましたような軍事援助の肩がわりということになるわけです。あくまで民生安定ということをやつていふのだと思つて、チョウライ病院の規模とかその大きさ、そういうことについては、先日個人的に説明を受けましたのでわかるわけでありすけれども、今度ははたしてそれが

民間が主体なのかどうかということは、これは現地へ行かなきゃわからないことでもあります。そういう点で、利用度合いというふうなもの、こういうことも教えていただければと思うわけです。もうしなないと、やはりどこまでもそういう国の間にもいわゆる軍事援助の肩がわりとしての医療援助じゃないかというふうなおかしな問題が起きてまいりますので、その点、お願いできますか。

○政府委員(沢木正男君) 後刻、技術協力課長から詳しい御説明をいただきます。

○鈴木一弘君 次に伺いたいのは、いわゆる台湾に對する第二次の円借款、まあ金の貸し付けの分だと思つて、それについてプロジェクトの案というものは固まつたんでしょうか。

○政府委員(沢木正男君) 台湾のほうからプロジェクトの概要をしるしたものが目下提出されておりました、関係各省でその内容について現在検討をいたしておる段階でございます。

○鈴木一弘君 今回のやり方は、ワクというか、どのくらいという金額というか、そういうワクは当初からきめられてゐるわけですか。

○政府委員(沢木正男君) 予算委員会その他で総理あるいは外務大臣から答弁されましたように、総体のワクというものはきめておりません。それで、プロジェクトごとにその内容を審査いたしまして、経済的にもかつ向こう側の経済発展にも貢献し得るというふうなものがあれば、それを順次選んでいくということで、ワクはきめておりません。

○鈴木一弘君 そうすると、いわゆるシーリング、天井はないのですか、ワクの。

○政府委員(沢木正男君) 理論的には、ワクをきめてないといへば、ミニマムもないし、天井もないといふことになりすけれども、結局、輸出入銀行あるいは経済協力基金の予算で与えられた資金の範囲内で処理する問題でございますので、全然青天井であるといふことはあり得ないと思

います。

○鈴木一弘君 相手側から言つてきてゐるプロ

ジェクトで、もうこちらで審査を始めたものがあるわけでしょうか。

○政府委員(沢木正男君) ただいま申し上げましたように、向こう側からプロジェクト・ディスクリプションというところでプロジェクトの内容を説明した書類をもらつております。それにつきましては、関係各省で目下内容を精査中であるといふことでございますが、まだ関係各省間でそれについての意見交換あるいは検討会というところまでは進んでおりません。

○鈴木一弘君 大体どういう内容のものがあるのですか、向こうから希望されてゐるのは。

○政府委員(沢木正男君) 全部は私もたまたま資料がございせんのではつきり覚えておりませんが、たとえばバガスパルプの工場をつくる、あるいは水道施設、それから台中港の拡張とか、そういうふうなプロジェクトが約十ばかりあがつてきておることは承知いたしております。

○鈴木一弘君 これは一部に報道されてゐるんですけれども、いわゆる銹鋼一貫の工場というふうな話があつたとかなかつたとかといふことは、その辺はどうなんですか。

○政府委員(沢木正男君) そういうプロジェクトについての要請は、まだ出てまいつておりません。

○鈴木一弘君 では、要請もなければ、また、においもないわけですか。話というか、そういうような正式な希望やなんかはないけれども、そういうものをせむというふうな話が出ておらないのですか。

○政府委員(沢木正男君) 前から台湾には唐榮鉄工といふのがございまして、これに對して日本側の製鉄会社が技術的なパテントをやしまして、その能力を向上するといふような話がもう十年近くずっといろいろございまして、したがひまして、向こう側でも、将来製鉄工場を拡張するといふことになれば、その設備の供給その他について日本側に要請してくることもあるかと思つて、現在の段階では、単に一部の工場を追加する程度でございまして、根本的にこの製鉄所をどういふ

うに持つていくかといふ点の向こう側の政府の考え方がまだはつきり方針がきまつていないように承知しております。

○鈴木一弘君 大体、いままで向こう側が言つてまいりました十ばかりあるといふプロジェクトで、総計何億何千になるんでしょうか。

○政府委員(沢木正男君) 何ぶんにもこれを全部ファイジビリティ・スタディをやつてみませんとはつきりした金額が算定できないわけでございますが、一応ラフに言ひまして約二億ドル近いかと思ひます。

○鈴木一弘君 二億ドルという、かなりの金額だらうといふことはわかるわけでありすが、そうすると、一〇〇%検討の上でオーケーということにはならないといふふうに見えておいてよろしいですか。

○政府委員(沢木正男君) ただいま申し上げました数字は、各プロジェクトにかかる費用全部を合

わせればそのぐらゐのサイズになるという意味でございまして、初年度にどの程度その中で支払いが起るのか、これは各プロジェクトについて調査した上でなければ資金計画その他が立てられない状況にございまして、それからプロジェクトによりましては、検討の結果取り上げないものも出てまいりますし、いまだその点についての予測をすることは困難にございまして。

○鈴木一弘君 いわゆる一つ一つのプロジェクトの審査をして、わが国のほうとしてもこういう計画できたかどうかとなつて、それを積み上げてその金額までというやり方ですね、今回は。

○政府委員(沢木正男君) 金額につきましては上限をきめておりませんので、一つ一つのプロジェクトにつきましてそれがいいということになれば、その分についてのローン・アグリメントを先方と結んで実施するといふ考え方でございまして。

○鈴木一弘君 それはいつまでに大体決定を見ますか、こちらとしては。

○政府委員(沢木正男君) 要請が出ております以上、われわれとしてもできるだけ早い機会に検討

を進めたいと考えておりますが、何ぶん現在予算その他で国会にわれわれみなこうやって来ておりますので、実際は検討はほとんど進んでおられない状況でございます。したがって、そういう点が済めば、関係各省の協議もだんだん始まってまいるといふことになって、それから調査団を出すわけでございます。調査団が報告書を出すまでにはやはり一、二カ月かかります。それからローン・アグリメントの交渉ということになりますので、早いものでもことしの秋ぐらいにはなるのではないかと、いふふうなタイミングで考えております。

○鈴木一弘君 もう一つ、ここで、これは大きな問題になりますので、答弁の方が容易じゃないと思ひますが、石油の問題で、前回は、尖閣列島のことでちよつと伺つたんですし、また、付加価値をつけないで輸入するということはどういうことで、開発の場合の援助でも考えねばならないということとを申し上げたんです。ところが、石油業界等を見ると、いわゆる原油で入れる、そうしてわが国で精製段階から一貫してやるといふのでなければならぬという原則があるようなんです。そういう問題で、これは政府がどういふように今後石油業界に対して指導していくかというところは非常に大きな問題になってくるのではないかと、思ひますけれども、そういう点は検討なさつたことがございますか。

○説明員(山口衛一君) いま先生から御指摘の点は、今後の資源政策上、単に石油のみならず、現地の開発とか現地の確保とかいふ問題を含めまして、単に開発面だけではなくて、日本の関係業界の産業構造等にもきわめて深く関連する問題でありますので、今後のその関連産業の見通し、今後の構造計画等も見きわめまして、慎重に対処するよう十分検討を進めております。

○鈴木一弘君 石油だけに限るわけではないといふこともわかるんですけれども、特に石油の業界についてはそれが強いわけですね。そういう点では、そのまま行くと、今後のいわゆる経済協力、あるいは海外の資源開発という問題、い

ろいろな問題点がはらまれるといふことはわかつておるわけですね。だから、そこで、特に私は石油にしほつてだけ聞いたわけなんですけれども、検討しているといふことであれば、もうすでに業界との話とかそういうことまで進んできているといふことなんですか。

○説明員(山口衛一君) 基本的な問題につきましては現地で話し合うといふことまではまだ行つておりません。といふことは、産業構造政策その他の基本政策に關しまして関係業界との結論はまだ十分に達しておりません。ただ、個々のケースにつきましては、それぞれの関係業者がそれぞれの自己のこれからの見通し等に基づきまして、いろいろと取引上の話し合い等は、いま先生御指摘のようないふ現地確保でありますとかそういう形で進めるといふケースは聞いておりますが、これが政府の基本方針に基づきましてやつておるとか、あるいは関係業界全体として石油に關しましてたとえば、産油国といふいろいろと話し合うところまではまだ行つておりません。それぞれが政府、関係業界それぞれ立場で検討を現在進めているといふ意味で、検討中と申し上げました。

○鈴木一弘君 さっきの問題にちよつと入ります。が、いわゆる中共との問題ですね。台湾のプロジェクトといふことになると、そこへ入つてきたら、つまり参加すると、いまでも、はつきりどこのこの商社とは好ましくないといふことで中華人民共和國からは、拒否をされるというのか、そういうふうな態度に出られておるわけでありまして、けれども、そういう点から見て、この台湾の二億ドルにのぼるといふプロジェクトがきまってきた場合、どういふ形にその辺のところの選択といふものを考えるのかといふことは一つの問題だろうと思ひますけれども、基本的な考え方はおありになりますか。

○政府委員(沢木正男君) 御承知の周知原則の問題であらうかと存じますが、日本の業界の中には、これを無視して、それがあつてもかわらず、台湾のほうと取引を続けるというところもござい

ますので、原則として円借款でございました場合は公開入札を先方にやることを要請いたします。それで、応募者の中から向こう側が選ぶといふかつこうをとつて実施いたしております。

○鈴木一弘君 そうすると、いまの御答弁からすると、そういう配慮はなしで、それは商社の責任である、企業の責任であるといふことではないといふことに理解していいですね。

○政府委員(沢木正男君) 中共側と取引するか、あるいは台湾側とそういう原則にかかわらず取引するかといふ点の自主的な判断といふものは、企業自体が行なうべき問題であるといふふうに考えております。

○鈴木一弘君 経済協力はそれぐらいにいたします。それからちよつと税法に入りたいんですが、相続税の課税の問題で、最近のいろいろ社会情勢、あるいは新都市計画法といふように変わつてまいりましたので、特に遺産の評価方法について、土地家屋等について、時価であるとか、固定資産税評価額等、いろいろの評価のしかたがある。国有農地二四五十銭といふような極端な例もあつたので、その場合の評価方法をちよつと伺ひたいわけなんです。

○説明員(江口健司君) 土地の評価の点につきましては、宅地、農地、山林に分けて評価をいたしてござい

ます。宅地の場合には、市街地の場合とそれ以外の地域といふふうに分けておりますが、基本となりま

すのは、そのうち、都市の場合に、県庁所在地の場合には国税庁のほうで最高路線価といふ方式をと

りましてこれを公表いたしまして、それをもとにして、今度は各税局が県庁所在地の最高路線価を基準にして全国で数萬地点について評価を

すると、こういう形をとつております。それから、農地の場合には、おおむね四つの地域に分けて評価をいたしてござい

ますが、そのうち一番高く評価しておる地域は、いわゆる市街化区域でござい

ます。これにつきましては、売買実

例等を徴しまして、一定の方式に従つて評価をいたして

しております。それから、その次に、市街化周辺地域といふものを設けまして、これも売買実例等をもとにいたしまして、それからいわゆる比準方式と

われわれ申しておりますが、宅地としての評価額から宅地を造成した場合の造成費用を差し引き

しましてこれを評価額としておるわけでございます。それから次は、中間農地といふことで、これは宅地にも転用の可能性があるといふ地域です。これにつきましては、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けまして評価をする方式をとつております。一番下の評価の低い地域は、純農地といふことで、宅地の転用についてかなりきびしい制約のある地域、主として農業生産に供されておるという地域といふことになり

の金額でいくと、こういうことではないわけですね。二円五十銭でたとえなつても、一方ではきつちとした評価をする、こういうことですね、国税庁としては。

○説明員（江口健司君） もとの所有者に払い下げといひますか買戻しを認めた場合につきましては、法律上いろいろ問題がございまして、従来の私どもの取り扱いといたしましては、収用法あるいは農地法の精神にのっとりまして、もとの所有者に所有権が回復されるものという取り扱いになつておりますので、当初農地法に基づく買収が行なわれたときの価格によって所有権が回復されたと、こういう解釈をしておるわけでございます。その周辺地域につきましては、もちろん、先ほど申しましたような地域、地目区分に従ひまして評価をする方法とはつております。

○鈴木一弘君 ですから、もとの所有者に当時の価格をもつて戻された、そうなたるときに、それが今度は相続をされるときに遺産の評価は、いまの御答弁だと、どうなつておるわけですか。もとの価格でいつちやうのですか。

○説明員（江口健司君） 買戻された土地がさらに相続をさせるということになりますと、これは先ほど申し上げましたような評価の方法によって評価をしておるわけでございます。

○鈴木一弘君 地価公示法というのが昨年できたわけでありまして、それとの関連はどうなつておりますか。

○説明員（江口健司君） 昨年改正されて施行されました地価公示法に基づく地価の公示は、全国で現在九百数十標準地ということございまして、いまのところの作業の進捗状況では、東京、大阪、名古屋の地区に限られております。したがしまして、私どものほうは、先ほど申し上げましたように、県庁所在地の土地につきましては国税庁が評価をする、それ以外の土地につきましては各国税局が数万件について評価をしておるということで、かなりの標準地の件数の差がございまして、しかし、相続税評価額を勘案いたします場合には、売買の

実例が一番もともになるわけでございますが、そのほかに、精通者の意見、並びに公示価格がございませうけれども、それもしんじやくをして、最終的な相続税評価額をきめるという作業をいたしてございまして。

なお、昨年、九百数十標準地につきまして公示されました地価につきましては、四十六年分の相続税評価額に反映させるようにしたいと考えております。

○鈴木一弘君 それからこの間、いわゆる相続権の放棄をした者について資料をいただいたんですが、逆に、こういう場合は私はどういうふうな課税になつておるのか伺いたいんですが、いわゆる数年たつてから相続権の回復を得たと、その場合にはどういふふうな税法上扱いになっておりますか。

○政府委員（細見卓君） 現実に行なわれておるかどうかはよくわかりませんが、たゞまゝとして更正の請求——税負担を減らすという場合であれば更正の請求、ふえる場合であれば修正申告というのがたてまゝでございまして、そこまでするわけでおるかどうかというのには必ずしもつまびらかではありません。

○鈴木一弘君 いわゆる回復というのは、民法によれば、本人が権利があることを知つて、知つたときから通算して五年以内にとつてでありまして、そのことを知らないと、知つたのが何年も何年もたつてからあとというところもあり得るわけですね。そうして相続人として回復をしていくということもあるわけですね。その場合には、その評価というのはどうなつておるんですか。何年も前のほうにいくのかどうか。

○政府委員（細見卓君） それは、相続開始の時点で評価が行なわれる。つまり、相続開始の時点のいろいろな権利関係がその後の事態によりまして修正されるわけでありまして、あくまでもその当時で評価するということになるわけでありまして。

○鈴木一弘君 先日、ここで、これは主税局長がいなくて、質問したんですけれども、農村等においてはどうしても妻の相続放棄ということ

がある。農業の場合には、自分が乏しい資産を相続するよりも、むしろ長男にあとを継がせていく、まあ長子相続というふうになるわけでありまして、けれども、そうして自分が見てもらつていこうと、母親として自分が配偶者でありながら相続権を放棄する、そういうことも考えられてくるわけですね。そうすると、税法上では、そういう面が非常に多くなつてくれば、むしろもう少し歩進んでいろいろ検討したかどうか。たとえば夫婦間の相続であるとか贈与であるとか、こういう点を考えていったほうがいいのではないかと、こういうことを考えられるわけでありまして、民法のいわゆる相続人になる、あるいは相続権を持つというのと違つて、こういう農業の場合には、どうしても長子相続という、ちよつと相続の歴史から見ればさかさまになつて逆行するわけでありまして、けれども、そういう点を、小さい農業をやつていこうと、何人にも分割をされる——農地として持つていて年賦払いで相続分だけを分けてやるということをやれる人もあるでしょうけれども、やれないところもあるだろう。しかし、要求があつたら分けなきやならぬということになつたら、将来農業の経営はできなくなるといふことがどうしても起きてくるわけですね。そういう点では、ですから、私は、民法はそうなつていても、税法の上では一歩先ばしつていってもいいのではないかと、いふことを考えるわけですね。特に農家の配偶者としての人の相続放棄というものがわりと多いのではないかと、いふことが推定されますので、その点についてどう考えておりますか。

○政府委員（細見卓君） 相続の問題で、一番頭を悩ましますのは、一方で、いまおっしゃたように、妻の座を優遇するといふ点から、夫と妻とは共同で財産を形成したのだといふ意識があるから、夫から妻が財産を相続したとかあるいは贈与を受けたとかいふこと自体がおかしいやないかといふ考えがあるわけですね。これは、主として、どちらかといへば、都市化した家庭環境の人たちに多い感覚でありますし、一方、そうでなくて、われ

われが生活を続けていくのは家業あつての生活だといふことで、従来の家督といふもの、生業といふもの、そういうものが傷つかずにそっくり子孫に渡つていくというのが望ましい相続制度である。その場合には、妻といへども、長子なりあるいはその後継者に全部の財産を譲つて、自分たちのその家族の一員として生きていけるやないかという議論、この二つが、全く結果的には相反するやうな形で出ておまして、これをどう調整するかというのが非常にむづかしい。そこで、法制審議会の民法部会におきまして、新しい相続制度のあり方ということについて検討を始めるわけでありまして、そういうわけでありまして、なかなかそこを国民的なコンセンサスを得るといふのはむづかしい問題であらうと思ひますが、いまお話しのようなことにつきまして、たゞまた農業におきましては、農業用の資産、特に農業用資産であります田畑、小作権といったやうなものでございまして、こういうものは、ある段階に事実上の贈与を受けておつても、相続の段階まで現状が変更されることはない。つまり、償却資産のように減失するとかあるいはいろいろなその後の状況によつて現状が変更されるやうなことが比較的少ないといふことで、御承知のように、農家につきましては、生前贈与という制度があつて、農業を引きついでる細規模に分割することなく同じ規模でやつていくやうにして、その生前の一種の一括贈与というやうなときには相続時まで課税を繰り延べる特例措置を税制上取り入れておるわけでありまして、ただ、しかし、あくまでもやはり相続時におきまします財産分割といふ問題はあつてありまして、その辺については、おそろく相続の事実上の放棄とか、あるいは金銭による清算とかといふやうなことが行なわれて、現実的にその間の家族間の平和がはかられておるのではないかと思ひますが、農業につきましては、いま申し上げましたやうな生前贈与の贈与税の納期限の特例といふやうな制度を置きましてこれは、民法に比べますと、ある意味では一歩進

んだ制度になっておろうかと思ひます。

○鈴木一弘君 それからこれは特に昨日あたりも予算委員会が災害の問題がだいたい出ていたのだからと伺つておきたいんですが、相続財産が災害を受けて減失をしたと。それが、相続前におゆるの申告期限の場合と申告期限後の場合と二つあるだろうと思ひますが、そういう場合には、軽減的な措置とかそういうことは当然考えられるだろうと思ひますが、その点はどうか思ひますか。

○政府委員(細見卓君) 原則として、相続税の課税関係は、申告をしていただいて納税していただいたところで一応その権利義務関係は打ち切れるわけでありまして、そういう意味で、すでに相続税を納付済みの者につきましては、災害があつたからといって、それを減免するというわけにはなかなかまいらないと思ひます。ただ、相続財産が未納になっておるといふような部分につきましては、災害部分が十分の一以上のときはそれに見合つた部分は災害減免法の適用により相続税を免除できることとされておりますし、申告期限前におきましては、災害減免法の適用により、災害部分が十分の一以上のときはそれに見合つた部分は免除可能であります。どこの段階で国と相続人との間の権利義務を確定するかという問題でこのように区分されておるのであるかと思ひます。

○鈴木一弘君 いまの場合、国税通則法によると、更正の請求があつたときには、税務署長が更正すべきであるかどうかを調査して、その結果、更正すべき理由があるとはつきりわかつたときに更正ができるというふうになっておるわけですが、更正も、その基準ですね、この場合の。それはどういふふうになつておるのでしょうか。

○政府委員(細見卓君) 具体的な判断でございまして、その災害を受けた資産の大きさ、相続税を払ふ基礎となつた資産と現実に災害を受けた資産の大きさが一割をこえておるかどうかなどをやはり勘案して、文字どおり良識をもって判断せざるを得ない、かように考えるわけでありまして。

○鈴木一弘君 「入場税の滞納状況調査」をいたしたんですけれども、「処理割合」が、「件数」で、四十年の五八・八%から、四十四年度は四八・一%というように、一番いいときは四十一年度の六〇・四%という処理割合であります。しかし、「税額」のほうで言つて、四十年の六〇・〇%に対して、四十四年になると、四八・三%。これが毎年のように、四十一、四十二、四十三と、四十四年に四八・三%となつておる。これはどうしてこういうふうになつてきたわけでしょうか。

○説明員(寺岡雅之君) これは、鈴木先生も御存じと思いますが、労音等の関係の滞納件数それから税額がふえたために、こういう処理割合が出てきておるわけでありまして。

○鈴木一弘君 特に四十四年度を見ると、件数が一万五千五百四十二件で、金額が十億円、まあ一件当たりが七万円ですか、そうですね、その程度になつておられますけれども、この内容は、一件当たり最高でどのくらいになつておられますか。

○説明員(寺岡雅之君) これは、国税庁では具体的に一件づつは報告をとりませんので、一件で一番大きいというののはちよつとわかりませんが。

○鈴木一弘君 この滞納の中で、係争中のものは何件くらいあるわけですか。係争中のものは、含まれておりますか、含まれておりませんか。

○説明員(寺岡雅之君) 係争中のものも含まれておりますが、件数は承知しておりません。

○鈴木一弘君 その件数を、いまわからないやうなふうにもないですけれども、係争中のものを抜いた件数は何件くらいになるか、これはあとで知らせたいんですが。

○説明員(寺岡雅之君) これはただいますぐといふわけにまいりませんので、帰つて検討いたしまして、もしできれば御報告いたします。

二万九千件、約半分だけ消化をされておるわけでありまして、非常に件数は多いと思ひます。

○説明員(寺岡雅之君) これは、労音以外ですと、臨時興行でございまして、それから一般の常設館でも資金繰りの悪いところがございまして、そういうところが滞納しております。

○鈴木一弘君 いま言われた臨時興行というのは、一体どういうものですか、中身は。

○政府委員(細見卓君) 芝居小屋式にテントを張りましてやるもの、あるいは、公営あるいは公設の機関を借りまして臨時に興行を行なうといううなもの、それぞれ一回興行を行ないますと、大体一件になるわけでありまして。そういうものが何かの拍子でうまく徴収されなかつたとか、あるいは、本来入場税を払つていただくべき筋であるのに、その段階で取り漏れておつた、後ほどそれは入場税を払つてもらうべきものだといふうなことをいたしまして、現実にもうその一回の興行でそういうものは打ち切りになつてしまつておるといふようなものがわりあいございまして、そういうものが滞納件数の件数としては出てくる。

○鈴木一弘君 御承知のように、一件当たりわりあい小さいといふのは、そういう面にもあるわけでありまして、そういう点も考えまして、今回、御承知のように、免税点を三十円から百円に引き上げていただくといふのは、そうした臨時興行的なもの、大半が落ちていくだろう、免税点以下になるだろうと、こういうことも一つのねらいにしておるわけでございます。

○大竹平八郎君 直税部長に一言伺いたいんですが、これはただいまの経済協力の問題に多少の関連があるもので、しかし、現実の問題としていま取り上げられつゝある問題ですが、この問題は、たしか、一昨年度で、四十四年度と思ひますが、台湾に大暴風雨があつた。これは、あそこは始終暴風雨の多いところですが、特にひどかつたわけ

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

ところが、ごく最近、二、三日前なんです、東京国税局の何というところか知らぬけれども、これについて、まあ税金を徴収したわけじゃないんです。税の対象になるのじゃないかといううな意向を課長次席が何か表現をされて、そうして当局を呼んで何となく話し合つておるという、こういう状況なんです。そこで、私のところに、前に私が五万ドルの送金とときに多少協力した関係があるものだから、私はすぐに国税局長に電

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

ところが、ごく最近、二、三日前なんです、東京国税局の何というところか知らぬけれども、これについて、まあ税金を徴収したわけじゃないんです。税の対象になるのじゃないかといううな意向を課長次席が何か表現をされて、そうして当局を呼んで何となく話し合つておるという、こういう状況なんです。そこで、私のところに、前に私が五万ドルの送金とときに多少協力した関係があるものだから、私はすぐに国税局長に電

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

ところが、ごく最近、二、三日前なんです、東京国税局の何というところか知らぬけれども、これについて、まあ税金を徴収したわけじゃないんです。税の対象になるのじゃないかといううな意向を課長次席が何か表現をされて、そうして当局を呼んで何となく話し合つておるという、こういう状況なんです。そこで、私のところに、前に私が五万ドルの送金とときに多少協力した関係があるものだから、私はすぐに国税局長に電

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

ところが、ごく最近、二、三日前なんです、東京国税局の何というところか知らぬけれども、これについて、まあ税金を徴収したわけじゃないんです。税の対象になるのじゃないかといううな意向を課長次席が何か表現をされて、そうして当局を呼んで何となく話し合つておるという、こういう状況なんです。そこで、私のところに、前に私が五万ドルの送金とときに多少協力した関係があるものだから、私はすぐに国税局長に電

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

ところが、ごく最近、二、三日前なんです、東京国税局の何というところか知らぬけれども、これについて、まあ税金を徴収したわけじゃないんです。税の対象になるのじゃないかといううな意向を課長次席が何か表現をされて、そうして当局を呼んで何となく話し合つておるという、こういう状況なんです。そこで、私のところに、前に私が五万ドルの送金とときに多少協力した関係があるものだから、私はすぐに国税局長に電

だ。そこで、ほうぼうから、世界じゅうからいわゆる義援金が寄付をされておるわけですね。そこで、日本でも、向こうと関係のある輸入組合が五万ドル寄付をしたいといふので、私も大蔵省にたのんで、非常にいい事柄でもあるし、外交上非常にプラスになる問題でもあるしといふたてまえで、その五万ドルの送金というものを認めたくて、これは、何も、こつちの団体が向こうの関係の団体に寄付をしたのではなくして、いわゆる中華民國政府に輸入組合として五万ドルを送金をいたしたわけですね。それは、性質上、大蔵省が許可するのはもう当然で、政治的に見たつてね。ところがその出した金なるものは、まあこの組合でもそうですが、基金といふものがあるわけですね。そのために、台風が起きたから、レギュラー・メンバーから、お前のほうは資本金がこれだけあるからこれだけ出せとか、そうしたあんばいによつて拠金をしたものでないと思ひます。完全な一つの基本金の中から五万ドルを出したわけなんです。これは、その組合だけでなく、いままでも、パキスタンにもあり、インドネシアにもあり、いろいろ世界じゅう、ことに東南アジアの低開発国なんかに対しては、これは日本だけではない、世界じゅうがやつておるんで、台湾はあえて私は低開発国とは言わなければいけません。いまも質疑応答の中に出ていた援助金の問題等々も、いまでも政府がやつておるわけだ。そういう意味においては、五万ドルのいわゆる救済基金といふものは、かなり経済協力といふような意味にもなるわけですね。

話したんですけれども、ちやうどおらなかったものだから、そこで、調査一部長とかんとかいう人ですが、それは私ども職名は知りませんが、よく話してみると、その人は、自分の所管だが聞いていないと、こういうことなんです。そこで、翌日また輸入組合の代表を呼んで、いろいろいま何か話をしておるように聞いておるんですがね。こ

れは、政治的という問題よりも、常識的に考えて、課税の対象になるというようなことになる、いままでのやったいろいろな問題が全部出てくるということになって、これは收拾つかないことになるのじゃないか。それからまた、外交上、いろいろな関係から見ても、これはやるのは当然なことであって、それがまた税金の対象になるというようなことになったら、これはわれわれも黙っておられないと、こういう感じを持っているんですがね。まだ、しかし、徴収されたわけじゃないんですよ。幸い、こういういまの問題が出てきているものですから、一言申し上げるんですが、何かあなたお聞きになっていきますか。

○説明員(江口健司君) 具体的にいまのお話は私ども聞いておりませんが、おそらく、輸入組合関係のメンバーでございいますから、大部分が五千万以上の法人ということになりますと、私どものほうの調査査察のほうに話が参っているかと思ひます。ただ、一般的な問題といたしまして、こうしました災害等に対する、特に国外に、援助と申しまするか、善意を表明するというようなことがままあるわけでございますが、一般的に言ひますと、寄付金の一定の金額の範囲内であれば、当然これは経費ということで認められると思ひます。ただ、寄付金の限度をこえた場合に、それが問題になるということでございますが、その場合には、指定寄付金の制度がございしますので、指定寄付金の制度に乗かるような支出のしかたをしていただければ、これはワク外のものとして経費として認められるということになると思ひます。たとえば、具体的に申し上げますと、日本赤十字社の海外災害救護基金に充てるため寄付をするといった上

うな場合には、赤字社に対する寄付というの指定寄付金に該当いたしますので、これは一定の限度をオーバーいたしましたも、その部分は全額損金に認められると、こういうことになりますので、具体的にいろいろな方法があるかと思いたすので、なお帰りまして調査査察のほうと相談の上で善処したいと思いたす。

○大竹平八郎君　その団体は、小さい団体なんです。つまりメンバーというものはね。いま、あなた、五千万円以上とおっしゃったんですが、おそらく五千万円以上の会社なんというものは二つか三つじゃないですか。これは私もよくはつきりしたことはわかりませんがね。あとは、千万円とか二千万円とかいうごく中小というよりも、むしろ零細企業の会社が大体多いんですよ。そういうわけですから、いま私が申し上げたとおり、そのために前回のほうはいつ寄付しろと、こうやってわけじゃないんで、長い間の基金の中からやったわけなんですから、その点をひとつ十分に頭に置いてやってもらいたい。

それからいま赤十字の話が出ましたが、赤十字は世界じゅうに大きな災害というものは年じゅうあるわけですから、いわゆる赤十字というのはむしろ一般的の寄付金とか義援金というものを取り扱うということは多いわけなんです、それといま一つは、いわゆる共産圏等の国交のないところでも、この赤十字というものを通じれば、これは自由にやれるわけですからね。そういう意味では、私は多少そういう点は違うのじゃないかと思うのですがね。

現実にはそういう問題がいま起きておりますから、みんなこれはむしろ中小の企業、零細企業のメンバーが多いわけです。また、中華民国としても、これについては非常な敬意を表し、それからこちらの駐日大使館としまして、この問題については非常に感謝している。これは外務省もよく知っているはずですから、まあもし抵触をするような問題がかりにありにいたしましたし、その点は政治的に大きな立場でひとつ御判断願いたい、それ

をひとつお願いしておきます。

○成瀬權治君　よく直間比率の問題が言われていますが、徴税費のほうで見ますと、直間比率はどのぐらいの割合になりますでしょうか。

○政府委員(細見卓君) 必ずしも正確に区別をいたしておらないと思いますが、かりに人数で案分いたしますと、人員構成比で見まして、直接税に

関与してゐる者が六といはしますと、間接税に關  
 与してゐる者が一。徴収とか總務とかいふもの  
 のと直接税と間接税の従事比率もその人員比で案分  
 するといはしますと、全体でも六対一ぐらいの割合  
 で人間がかかつてゐる、それが即徴税費と大体お  
 考え願つていいんじゃないかと思ひます。

○成瀬燾治君　こういうふうに滞納状況なんかが多くて争いになって、まあいろいろなことをやってきて、餅よりも粉が高くなるというようなそういう間接税というものはないんですか。餅より粉が高くなってしまう。いわゆる徴税費のほうが非常に高くついてしまう。何年も争って、そして、結論的に言ったら、取るべきものだったと。たとえ

ば、百万円取るのに——まあそういう百万ということになるといろいろあると思いますが、もつと少なくても三十万ぐらいの滞納をいろいろと追つかけてみた。そうしたら、何年もかかっておるうちに三十万円以上の費用が使われてしまったというようなことはあり得ないですか。

○政府委員(網見卓君) 直接税、間接税を問わず、そういうことないとは申しません。おそらく例外的にあろうと思いますが、そういう三十万——金額はささいであります、たとえば真正面から税法のあり方というようにものに挑戦されたやり方であるとか、あるいは徴税機構の適正な執行

に對して真正面からのいわば反対行為であるといふようなものにつきましては、徴税費のいかににかかりませう、それは全体の徴税費の中でみるべきものだ、徴税できる金額の大小には關係ない、と、かように考えております。

○成瀬幡治君　法律上でいえば、債権があればそれを押えるとか、いろいろなことができると思ひ

ますけれども、まあやってみても見込みがないと  
ますけれども、いろいろな理屈等があつて、  
いうようなことで、いろいろな理屈等があつて、  
整理と申しましようか、打ち切りをやらなければ  
ならない、そういうときが多分に出てくるだろう  
と思います。そういうようなときの一つのものと  
しとして、徴税費と——法の秩序を乱しちやたい  
へんですけれども、しかし、運用面から見て、こ

ここの辺のところまでひとつこれは整理していかないと、じやないかよというようなことが私は行われるだろうと思いますね。そうすると、その判断は、金額によって、これは局長決裁でよろしいとか、あるいは課長決裁でいいというような、そういう内部的な何か内規みたいなものがあってやっておみえになるのか、もうたな上げするということなどきにはどういう基準でおやりになっておるのか。

○政府委員（細見卓君） 私は、今は執行の責任者でございませんで、答えるのは適当かどうかわかりませんが、私が従来担当をいたしておりました経験から申し上げますと、税の場合は、成瀬先生が言われますように、ビジネスというような感

じで、これだけの税金を取るのにこれだけのコストをかけたのでは採算がとれるとかとれないとかいうことは、原則としていたさない。ただ、徴税が、實際上財産がなくなっておるか、あるいはその企業の回復の見込みが――回復して払つてもらうにしても回復の見込みがまずつかないというやうな判断に立ちまして、原則としてそういうものを不納欠損ということにするわけでありすが、この不納欠損にすることの判断というのは、税金の徴収にあたつて一番いわけば大事な問題でございす。これをルーズにいたしますと、いろいろな汚職とかいふやうなものも起り得る分野でございすので、この点につきましては、原則として、国税局であれば部長とかあるいは局長の決裁と、り、税務署であれば当然に署長の決裁をとつて、これはどうしても企業として回復の見込みがないとか、この人についてはいろいろな調査をしたけれども財産はどこにもないというやうな形で処分をいたしておりますので、この点は税金の徴収の一



番厳正に管理しておる部門だと思ひます。

○成瀬藩治君 国税庁の問題でございすが、よく税なんかで議論される場合に、よくは徴税費といふのはばかにならない問題だと思ふんですよ。徴税費がたかさんかかるといふのは、大体トラブルが非常に多い性質のものだと思ふのです。また、逆のことばで言えば、不公平になりがちなものだと思ふわけです。主税局長として、税のいろいろなおことをおやりになるのに、間税の中で徴税費の一番かかるのはどの部門でございすか。入場税なのか、それとも、何が一番徴税費が、まあ税収に對しての単価といふもので——そういう点は当然ばくは税調なんかでも議論されておる問題だと思ふからお尋ねしておくわけです。

○政府委員(細見卓君) 厳密な計算をいたしたことはございせんが、おそれなく、ここで御審議願つておる入場税などは、税収の大きさに比べて担当する人員がわりあい手間がかかるというやうな税の代表的な一つであらうかと思ひます。いまの徴税費の点につきましては、おっしゃるやうに、税の納税秩序というものが戦後漸次回復されてきた過程におきまして、たとえば二十四年でありまして、百円当たりのコストが二円四十七銭ぐらいかかっておつたものでありますが、それが二十五年には二円七十九銭に上ると、そういうふうになつておつたものが、その後ずっと逓減いたしまして、現在におきましては一円三十八銭というやうな形になつております。これは、御承知のやうに、いわば巨額な法人税が比較的税務署側の手間がなく納めていただいておりますとか、あるいは、源泉徴収につきましては、本来国があるいは徴税事務をもつと担当すべきかもしれせんところを、源泉徴収で年末調整までやっていたらだいておるといふやうなこと、それから申告所得税につきましても、先生御承知のやうに、二十四、五年ごろでありますと、大半を更正決定する、再調査が出てくるといふやうなこと、しかも、その税はなかなか納得を得ておる税じゃないものですから、また徴収にも手間がかかるというやうなことであつた

わけですが、それが現在は徴税費としてほぼ半減してきておるといふのは、いわば日本の納税道義がある程度確立してきて、また、そういうものとして国民の皆さんも税は払うべきものだといふ形になつていただいたといふことに大きく依存しておるわけで、むしろそつち側の客観情勢から徴税費が下がってきたのだと、こう考へていいのではないかとと思ひます。

○成瀬藩治君 入場税のいろいろな議論の中では、一つは、文化の問題と関連して、全廃すべきだと。福田大蔵大臣が全廃しようといふとも言わなかつたけれども、まあニュアンスによつてはそう受け取れる受け取り方をした人もあるかと思ふのですが、これがいろいろと議論されておつたのに、そういう背景の中から出てきたものが百円だつたといふので、ちよつとがつかつておるわけですね。そこで、たとえばもし課税するならどこら辺がいかにいふことになると非常に問題だと思ふんですけれども、しかし、全廃論が出てくるというところは、文化の問題として受けとめると、そういう結論といふものが当然一つの筋として正論としてあると思ふわけです。ですから、そういうものをどういふふうに評価して今回こつちういふふうに課税をされるやうなふうになつたのか。まあ、これは大臣だつと、こつちう言わずに、私は主税局長に一べん聞いておきたい。

○政府委員(細見卓君) たいへんむずかしいお尋ねでございすが、私も入場税をなお日本の税制の中に置いておかなければならぬと考へておることは、広く消費といふものを見ました場合に、国民生活がだんだん向上していく過程におきましては、むしろ物の消費からいへば、さういふ意味で、現在、物の消費につきましては御承知の物品税があり、いろいろなサービスの消費につきましては御承知の地方税で料理飲食税でありますとかあるいは娯楽施設利用税でありますとかという系統の消費にかかる税がございすし、いま一方、国税といたしましては通行税というやう

なものがあるわけでありす。そういう意味で、確かに、おっしゃるやうに、文化といふのは、それ自身人間の生活に大事なことでございすが、文化を享受できるということも、同時に、生活水準が高くなり、相当の水準の消費であるといふ一面があるわけがございまして、われわれは、そういう意味で、文化は文化として別途文化振興の諸措置を行なつていただいて、たとえば、文教予算を充実するとか、あるいは国立劇場のやうなものをたかさんつくるとか、そういうやうな方向で処理していただいて、しかし、その場合におきましても、こうした入場税がかかる施設へ入られる方は、入らなかつた方よりはそれなりの消費があつたといふことで課税はいたしていいのではなからうかと、かように考へておるわけでありす。

○成瀬藩治君 見解の相違という形で片づける問題じゃないと思ふのです。やはりその国の文化水準を一つ示すものだと思いますから、私は、今回のことは、とやかく言わずに、将来の問題としてお互いが真剣に検討してみたいと思ふ。

次に御尋ねしたい点は、最近、何といふのですか、ホテルと申しましようか、そういうところで、専属のシヨウをやる人を頼んで、そしてそこで夕食をとるといふか、あるいは少しお酒が出るといふやうな形の、そういうところがあるですね。考へてみれば、これは入場税がかかつておるのかかかつていないのか、そういうものをどういふふう

に評価しておるのか。おそろく取つておられぬと思ひますから、それは入場税じゃないのだよ。しかし、あるホテルなどは、わざわざ外国からそういう芸能人といふものを引っぱつてきて、そして、ある期間が来るとまた帰つて、また変わった人が来てやると。そういうものはどういふふうに見ておられるのですか。

○政府委員(細見卓君) そうした場合も、それが有料であります限りは、その出しものを見せる料金といふのは飲み食いの代金の中に加算されておるわけがございす。したがいまして、その飲み

食いの代金については、入場税と同じ税率の料理飲食税が課税されるわけがございす。そういう催しものを行ないますやうなものが、とても免税点以下の料金で実施できるわけがございせんから、原則として料理飲食税がかかつておる。その場合に、国は入場税部分を分けてくれといふやうなやり方もあるいはあるかと思ひますが、これは自治省との間に話をいたしまして、そういう食べもののほうがむしろ主になつておるといふやうな場合には、料理飲食税を取つていただければ、その上にさらにそのうちのこの部分は入場税部分だといふことはしないといふ扱いで現行はやつておるわけがございす。

○成瀬藩治君 私、サービスだと、一つは遊興飲食税の対象だといふことはわかるわけですね。しかし、厳密な意味で言えば、一人のある有名な歌手なら歌手を呼びまして、これはほかでやればこの人は必ず入場料の対象になる人なんです。ところが、あるホテルがやれば、それは入場税じゃないですよ、食べものが出ておるすから遊興飲食税ですよ、こつちうおっしゃる。ところが、遊興飲食税でも、たとえば千円食べる人もありましよう。しかし、コラー一本飲んでそのホテルへ泊つて見る人もある。そうすると、これはおそろく入場税等の対象にはなつていない。どうも、そこら辺のところの区分といふものがちよつと納得しかねるものがあるんですよ。しかし、それをまた区分するといふことも非常に無理なことかもしれせん。無理かもしれせんが、どういふふうにあなたのほうの姿勢として見ておられるのか、これが一つ。

それからもう一つ、ギャンブルと言つてはいけませんが、競馬だとか競輪に三十円という話が出ておるす、パチンコといふやうなもの、これも一つ入場税の対象になると思ふ。あるいはマージャンのやうなものも入場税の対象になる。これは地域によつていろいろとランクがあるやうでございすが、大体一回の入場税に見合うやうなもののはどのくらいに踏んでおみえになるわけ

ですか。

○政府委員(細見卓君) 前半の、具体的にいまのようなホテル等の課税にあたってどういう姿勢で執行しておるかということにつきましては、国税庁のほうから答えていただくとして、いまのまのマジヤンあるいはパチンコ屋というものは、御承知の地方税の娯楽施設利用税というものがあるわけでございまして、これは、原則としては、娯楽施設利用税として利用の料金に応じて課税するのがたてまえでございまして、そういうふうな適正に行なう方法の一つとして、現在の実際の課税においては、パチンコ一台あたり幾ら娯楽施設利用税を徴収するというような形になっておりますが、これはあくまでも徴収の便宜の問題でございまして、たてまえは利用料金に応じて娯楽施設利用税を払っていただく。そういうような意味におきましては、たとえば、料理飲食税などにつきましては、必ずしも公給領収証が適正に行なわれておらないとかいうような、現実に課税漏れがあるかないかという点についてはいろいろ御議論もございまして、たてまえは利用料金に応じて娯楽施設利用税を払っていただくということになっておるわけであります。

○説明員(村山正祐君) 基本的な方針としてわれわれがいまお話ししておりますのは、一応、ホテルとか、あるいはヘルスセンターなんかも例がございまして、料金が別立てとしてはっきり区別できるものは、これは入場税を取ります。区別できないものにつきましては、先ほどの地方税との関係もございまして、取っていないものもございまして。

○成瀬權治君 私がお聞きしたい点は、前はわかりました。娯楽施設利用税としてパチンコ屋等をやっておみえになることはよくわかるわけですね。けれども、これはまたよくわかりませんが、たしか、名古屋市内なんかは、二十八ぐらゐの地域に分けてまして、そして、おののランク

をきめてあるわけですね。そして、一台幾らと、こうなっておるわけですね。それを逆に申しますと、一人が入れば、これはやっぱり入場したということになりますので、そういう場合に、その一つの台について幾らということになれば、何人ぐらゐ入ってと。そうすると、それに対して入場税との関連でいうとどんな比率になるだろうかというところが知りたいわけなんです。ですから、入場税関係と、もう一つそれにプラスして、サービ

ス的なもの申しますか、娯楽的な税金がかかるというなら、入場税プラス娯楽的なものになると。そういうものを一括して娯楽税として地方税で徴収されるということになるだろうと思うから、その基礎的なものの考え方——そういう考え方になるのか知りませんが、積算基礎としては、あゐうところへ入るのというのは一つの入場じゃないか、それには入場税というものがほかならかるんだと。それからもう一つは、楽しむそのらのほうの純然たる娯楽にも税金をかけるよというふうな積算基準ではなからうかと思つて質問しておるわけですね。いや、そうじゃなくて、もう発想が全然間違ひなんだとおっしゃるなら、それならどういう考え方でどういう発想であらうという税額といふものがきめられておるかということが承りたいのです。まあ、地方税のことだ、これはこじやない、地方行政委員会だなんて言わずに、ひとつ……

○政府委員(細見卓君) いまのような飲み食い非常に従たるもので、おっしゃるようなコーラ一本でいろいろな音楽を聞かすと、そういうような場合は、おそろくホテルのようなところにおいては、そういう形の音楽というものはそんなにないので、むしろそういうものを典型的にやっておりますものは、私もあまりよく知りませんが、音楽喫茶とかいうようなものがあるようでございまして、そこにおきましては、入場税を課すわけです。そのコーラ代というものは安いものですから、むしろ、そのバンドを聞くとか、あるいはそ

う音楽を鑑賞するというほうに重点が移りまして、そこにおきましては入場税を課しておるわけで、ホテルのような場合におきまして、いま成瀬先生がおっしゃるようなことをやりだせばそれはそのときのことでございしますが、現状は、むしろ高い、二千元とか三千元とかの飯を出して聞いてもらうという形なものですから、現状の執行においては、大体料理飲食税のほうでカバーができておるのじゃなからうか、ホテルのような場合は、それで、違った形態については入場税をかけておると、こういうわけでございまして。

○中山太郎君 一言関連して。このごろホテルでいろいろ催しものが行なわれるといういま話が、出ましたが、一番端の例は、いろいろな催し物がホテルで催されて、そこへ出張して、興行物が出てくる。それが非常に閉鎖された社会で行なわれていくというケースが最近ふえていくと思う。というのは、ホテルの施設を利用するというケースが、ホテルの主催者で流行し始めた。そういう点に対して将来どういうお考えをお持ちか、関連して一つお伺いしたいということ、もう一つは、婦人関係があるわけですね、何というのですか、デザインを発表するデザイン発表会が相当デラックスにホテルで行なわれるわけですね。こういう入場について、これは一切、税に對しての課税する意図があるのか、おありでないのか、将来どうお考えか。私もそのファッションショーに行つたことはありせんけれども、このファッションというものは、世界的な流行だと思つて、これをどういふふうにお考えになつておるか、ひとつ聞かせてください。

○政府委員(細見卓君) 前者の、ホテルでいろいろ催しが行なわれた場合の問題でございしますが、それがかなり不特定多数の人を対象にした、つまり、ものを見せるというところのほうに重点が置かれたような形態になつてくれば、これは入場税の問題として考えていかなきゃならないと思ひますが、現在におきましては、むしろ、いろいろな催しその他が主になつておつて、その

余興的に出てくる、そういう場合に、そのホテルに支払う代金は、ほぼ一括してそうしたもので含めて支払われておるから、先ほど申し上げましたように、料理飲食税の系統で大体片づいておるのではなからうかというふうな考えです。

それから後者は、ことばとしては非常におかしいのでございしますが、見せものというカテゴリに入りまして、これは見せものとして課税できるようなになっております。ことばとしては見せものというのはいちよつと変な感じがいたしますが、そういうことになっております。

○成瀬權治君 金融局長に一言お尋ねしておきませんが、スカルノ債権の債権者會議等いろいろとたな上げしている。それはそれでいいと思う。そういうことも当然なことだと思つて、しかし、片方で、インドネシアとしては、ここに資料でもらいますと、外資導入面では規制をしていきますよと。それから外国商社の活動も制限をいたして、いくというふうな、いろんな国内措置というものが行なわれておると思う。そうしますと、援助と申しましようか、投資と申しましようか、いろんなことをやってくることに對して、そういう片方で制限をされてくるわけですね。こういうようなことが、債権者會議と申しましようか、いろんな国際會議の場で、片方でそういう制限をその国がやつてしまえば、せつかく手を伸ばしようとしても、衝突してしまつて、手が伸ばしにくくなると思つて、そういふような問題については、私は議論を相当突っ込んでされておるのじゃないかと思つて、どうでございましようか。

○政府委員(稲村光一君) ただいまお尋ねの問題は、非常に微妙と申しますか、後進國援助のあり方と、それから後進國側として、いろいろと国内的に自國の企業を促進して、それで、外国からの企業の進出について制限的にやつていくといふ。あるいは、税の面におきまして、何と申しますか、外国の企業の活動について強く当た



て税収をあげていきたいと思います。これは、一面では、確かに、その国の自立を、援助という形でなしに一種の自助努力と申しますか、その必要な面があるかと思いますが、それが特に外国に対する差別的な問題という点になりますと、確かに御指摘のような問題もあると思います。先般も外務省の方から御答弁があったと思いますが、そういうような国内のいろいろな措置が、外国に対する不当な制限と申しますか、そういうふうに至るとかあるいは外国の中で差別的な措置であるというような場合には、これは確かに一つの問題であるところ存じますが、同時に、また、先ほど申しましたとおり、ある程度まあやむを得ないと申しますか、理解のできる面もございまして、それが不当な、あるいは差別的なというふうな点になりますと、債権国会議のような場でも当然取り上げて是正を要望するという点になると存じますが、私の知っております限りで具体的に債権国会議でそういうことが特に議論されたという点にはあまり記憶しておりませんが、確かに、今後、それが非常に強くなりまして、一種のナショナルステイツクと申しますか、そういう傾向が強くなつてまいりますれば、当然の今後の問題としては債権国会議においても討議すべき問題になつてくるのではないかと申すように考へております。当面のところは、特にそういうところまでまだ行っていないというふうに了解しております。

○成瀬輔治君 これは、後進国家に対してあたにかい手を差し伸べなげなぬという問題は、当然なことだと思つておられます。ところが、手を差し伸べてもらつと、今度は、国内でいへば、いろいろな面で、圧迫と申しましうか、悪く言えば権益は全部そちらへ吸ひ上げられてしまふのじやないかというものと両立させるといふことは、非常にデリケートな問題だと思つておられます。おっしゃる通りに、そういうようなことがいままではあまり議論されていらないことなら、私はそれで差しつかえないと思いますが、実は、このもちつた資料を見ますと、個々の問題についてはよくわ

かりませんが、たとえば商社活動の制限といううなものをもちよつと読んでまいりますと、相当きびしいようございまして、あるいはまた、その国内の人でなければこの業種はもう一切認めませんよというふうなことになるれば、そういう差別的な業種について相当きびしくやつているところがございまして、アジヤの中で、たとえばタイ等でも相当あるようございまして、そういうようなことに關連して、今後問題が出てくるのではないかと。あるいは、そういうような問題について、まあいま議論がなかつたというところは私は非常にいいことだと思つておられます。今後の動きとして十分注意をしていただいて、いまよりもインドネシアのやり方がきびしいということになれば、当然、債権国会議ではなくて、別な面で十分議論されてしかるべき問題だらうと思つておられます。これは問題提起をしておきます。

それから最後に、これは今後のあり方でございますが、もう一度原点へ戻りますが、基金のあり方というものと輪銀のあり方というものは今後正確に区分されるものか。しかし、今度の場合は、前に輪銀関係でやつたことなから、それまでまあ輪銀でやるのだけれどもと、こういう趣旨のようございしますが、これをずっと広げてまいりますと、まだ、輪銀関係では、ブラジルの問題もございまして、チリの問題もございまして、アラスカの問題もございまして、ですから、ほんとうにそういう原則を守つていくものなのか。いや、まあスカルのときはやむを得なかつたんだと。特にこれは輸出保険等があつていろいろあつたからやむを得ず輪銀でやつたんだが、今後は、そうじやなくして、整理してしまつて、基金のほうへびつちり切りかえていく、スイッチしていくんだという、そういう姿勢なのか。その辺はまだぼやつとしたものでおられます。

○政府委員(稲村光一君) ただいま御指摘のとおり、今回のスカルノ債権につきましても、先般も御答弁申し上げましたとおり、輪銀の要するに民間延べ払いの債権の救済に基づく債務の救済の問題でございまして、これは債権管理上その他を考へまして、三十年無利子という非常にソフトな条件でございまして、輪銀が担当するのが適當ではないかと、まあこういうことで御提案を申し上げておるわけでございます。今後の問題につきましても、実は、今度のような非常にソフトな条件での債務救済というものがどこかの国に起こるかどうかと申しますと、これは、今回の、アプスの報告にもございまして、非常に例外的なものというところでやつておられます。同様なケースがなかなかほかで起こるとは考えられません。ところが、まあ万が一そういう事態が起こりました場合には、どういふふうにか考へるか申しますと、それがもし民間の延べ払いの輪銀のからんでおります債権の繰り延べであるという場合には、やはり債権管理上の必要性その他から考へまして輪銀がやるというのが仮定の問題でございまして、輪銀がやるのではないかと存じますが、これはまあ具体的に問題が起こるともちよつと考へられませんか。で、一般論としてしか申し上げられないと思つて、他方、新規の援助につきましても、それがソフトな条件のものであれば、これは当然基金のほうに適當である、こういうふうにか考へておられます。インドネシアにつきましても、先般も御説明申し上げましたとおり、新規の援助につきましてもは基金から供与をいたしておられます。今回のような分の延べ払いのファイナンスと申しますか、これにつきましても、輪銀が担当していく、こういう考へ方でございます。

○成瀬輔治君 私は原則論を聞いておるわけでございます。端的に言えば大蔵省と通産省になつてくると思つておられます。これがびつちり末端まで整理されておる段階なのか、これから整理されようとする段階なのか。もう早く両省の間で結論結着をつけられようとしておるようにならうにも受け取れるわけですか。ですから、まだ結論が出ていないのでしよう。きちつと結論は出ておるわけですか、両省の間では。

輪銀と基金との業務の今後の分担につきまして、政府部内で結論が出ておるかどうかというお尋ねであらうかと存じますが、それにつきましては、これはむしろ大蔵省、通産省だけの問題ではございまして、基金につきましてもは経済企画庁が担当でございます。実施の問題として外務省も大きな関係がございまして、これにつきましても、実は、結論が出ておられません。――新規の援助の問題でございまして。新規の援助をするに關しまして、輪銀と基金の間でどういふふうにか分担をしたらいいかという点は、現状に關します限りは、それぞれ関係の各省及び両機関が密接に連絡をいたしまして支障のないようにやつておられますけれども、今後さらに援助量がふえ、さらにひもつき援助の廃止というふうな今後の問題を考へますと、この機会にもう一度、輪銀、基金のあり方を見直して、将来の問題としては、この関係をすつきりさせる、もつと何か調整をはかつていく必要があるのではないかと申す問題意識は持つておられます。各省で今後早急に作業を進めていきたいというふうにか考へておられますが、具体的な案がもうすでに各省の間でできておるか、新規援助の実施機関としての両機関のあり方につきましても、それにつきましては、実は、まだ結論はなんにも出ておりません。

○成瀬輔治君 ぼくは非常に残念に思つておられます。まあそう言つちや悪いですが、綱張り争いというものが現実にあるわけなんです。一番往生しておるのは、地下鉄の認可権は一体運輸省なのか建設省なのかというところはまだ結論が出ておらぬと、こういう。五十年たつていても結論が出ていない。これは、両方とも、譲つたら、時の衝にあつた人は、もう永久にその省へ入つて行けぬぐらいえらぬいさかいをすえられるというやうな話も承つておるわけですか。(笑聲)そこで、この問題も、将来の展望を見ましますと、円が強くなつてくるんですね。日本の国際的な経済勢力というものがあつてくれば、当然また綱張り争いが入り組んじまつて、ケース・バイ・ケースで処

題でございまして、これは債権管理上その他を考へまして、三十年無利子という非常にソフトな条件でございまして、輪銀が担当するのが適當ではないかと、まあこういうことで御提案を申し上げておるわけでございます。今後の問題につきましても、実は、今度のような非常にソフトな条件での債務救済というものがどこかの国に起こるかどうかと申しますと、これは、今回の、アプスの報告にもございまして、非常に例外的なものというところでやつておられます。同様なケースがなかなかほかで起こるとは考えられません。ところが、まあ万が一そういう事態が起こりました場合には、どういふふうにか考へるか申しますと、それがもし民間の延べ払いの輪銀のからんでおります債権の繰り延べであるという場合には、やはり債権管理上の必要性その他から考へまして輪銀がやるというのが仮定の問題でございまして、輪銀がやるのではないかと存じますが、これはまあ具体的に問題が起こるともちよつと考へられませんか。で、一般論としてしか申し上げられないと思つて、他方、新規の援助につきましても、それがソフトな条件のものであれば、これは当然基金のほうに適當である、こういうふうにか考へておられます。インドネシアにつきましても、先般も御説明申し上げましたとおり、新規の援助につきましてもは基金から供与をいたしておられます。今回のような分の延べ払いのファイナンスと申しますか、これにつきましても、輪銀が担当していく、こういう考へ方でございます。

理するわいといったような、全くだこがその責任をほんとうに負うのかわからぬようなふうになつてしまふ。ですから、やはりいまが一番大事なことだと思ひますから、基金をつくること、とすれば、いふものはしつかりしておりますから、とすれば、輸銀はどうなるんだという点についてしつかりひとつ筋を引いておいていただきたいと思ひます。縄張り争ひというものは、やつてゐる人は非常に楽しいかもしれぬが、片方でいえば、国民は全く迷惑な問題だと思ひますから、ぜひひとつ結論を早く出していただきたい。ケース・バイ・ケースだということばでは一番いけないと思ひます。これはよろしくひとつお願いをしておきます。

○政府委員(稲村光一君) 御趣旨を体しまして努力したいと思ひます。

○鈴木一弘君 ちよつと資料要求をしたいのですが、これは相続税関係ですが、日本に住所を有しない者についても相続税の率はきまつておりますが、その相続あるいは遺贈により取得した財産のうち、これは外国にあるものには当然からず、わが国の場合にはかかるわけですが、そのうち、日本にあるものの価額の合計額から、その人が承継した債務で課税される財産関係のある金額だけを控除した金額が課税価額になるということなんです、その例がどのくらいあるかという資料と、それからいま一つは、外国にある財産については課税をされない。外国にある財産でそれが相続税をかけられた場合は、その部分だけが引かれてくるといふことになっておりますが、その場合、つまり、外国債も入っておりますし、すべて入ると著作権で外国でとつた著作権等はどうなるかといふことも残つておるんだらうと思ふでなければ、そういうような場合に、外国へ財産を持つていったほうが相続税は安くなるという場合もケースとしてはあり得るかと思ひます。わが国の今回の相続税改正が、諸外国に比べて有利なのか不利なのかという点がいふところにあると思ひますので、その点の比較。それからそういうことをねらつて

の財産の逃避ということはないだらうとは思ふんですけれども、あり得るとすれば、わが国よりも有利な、いわゆる相続税がほとんどないようなところもあるかもしれません、そういう例がありましたら、外国の相続税の制度の状態、この二つを資料としていただきたい。

○政府委員(細見卓君) いずれ調べまして、調査ができましたらお答えしたいと思ひますが、ただ、実際問題として、相続税は、日本の場合、人にかかりますので、国際租税条約その他で排除してない限り、外国にある財産にもかかることになるのじゃないかと思ひます。その辺、調査いたしまして御報告したいと思ひます。

○鈴木一弘君 いまのは変ですね。それは相続税法とちよつと違ふような答弁じゃないでしょうか。

○政府委員(細見卓君) いまの場合は、内国人、日本人である。内国人の場合は、全財産にかかるといふわけですが、それを二重課税防止でアメリカとの間は二重課税防止をやっておりますが、そういう形で排除しておる場合は別でございますが、人的の税金でございますので、内国人である限り金額になります。外国人は日本にある財産だけ、こういう形になります。その辺、いずれ調査いたしまして、御返事申し上げたいと思ひます。

○中山太郎君 一つだけ、対外経済協力の基本的な日本政府の態度ということに關してお伺ひしておきたいと思ひます。「第二次国連開発の十年」に關連する各報告書やピアソン委員会の報告にもあるように、各先進国は、おそくとも一九七五年までは国民総生産の百分の一の援助量を確保し、そのうちの政府開発援助は国民総生産の〇・七%まで持つていくというのです。これに對して、日本は、一九六九年で援助量の総額が国民総生産の〇・七六%、政府開発援助は国民総生産の〇・二六にすぎない。七五年までの間にこれを〇・七%まで持つていくといふことについて、国内では非常に大きないろいろな社会投資の問題をかかえておりますけれども、日本のような経済発展の速い国がこういうふうな国連の構想に協力をしていく場

合に、具体的なスケジュールというものがあつて必要になるのじゃないか。そういうことについて政府としてどういふふうにお考えになつておられるか、一点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田正明君) ピアソン勧告に従ひまして一九七五年までにGNPの百分の一の国際援助を出すといふことになっておりますし、政府援助のほうも〇・七といふことになっておりますが、その前者につきましては、これは今後の日本の経済状態の推移といふことはございませうけれども、可能であらうかと思ひます。ただ、御指摘のとおり、〇・七%の政府援助という点につきましては、国内の社会資本がまだまだ充実にある現在であります。それを見捨てて国外に

〇・七%に一九七五年に持つていけるかどうか、これはまだ疑問でございまして、この件につきましては日本は同意いたしております。ただ、それに向かつて努力するといふことは表明いたしておりますが、〇・七%につきましては同意という点には達していません。

○中山太郎君 どうもありがとうございます。

○委員長(柴田榮君) 四案に對する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会